

松山地方裁判所委員会（第37回）議事概要

1 日時

令和4年5月16日（月）午後2時30分から午後4時30分まで

2 場所

松山地方裁判所大会議室

3 出席者（地裁委員につき五十音順、敬称略）

（地裁委員）飯島健太郎、池田正人、石橋英典、奥村敏仁、片上裕治、
菊池浩也、信貴正美、原田久、宮部高至、三好年久、山口あきこ、
山口和子

（説明者）大西健松山簡易裁判所判事、西山良二松山簡易裁判所庶務課長兼
主任書記官

（事務担当者）安岡正明事務局長、石川公寛民事首席書記官、
村岡恵子民事次席書記官、山本隆祥事務局総務課長、
成野泰慎事務局総務課課長補佐、日野順子松山簡易裁判所主任書
記官

4 議事

テーマ「調停制度100周年を迎えた民事調停の現状と課題」

(1) 開会及び地裁委員の自己紹介

(2) 委員長の選出

飯島健太郎委員を委員長に選出した。

(3) 委員長あいさつ

(4) 説明者による説明

大西判事及び西山庶務課長が、調停制度100周年を迎えた民事調停の現状
と課題について、説明を行った。

(5) 調停室等の見学

調停室等を見学した。

(6) 意見交換要旨（■委員長、□委員、○説明者及び事務担当者）

- 先ほど調停室などを案内していただいて電話会議システムがあることを知りました。前回の地方裁判所委員会では民事訴訟手続のオンライン化の話があったのですが、民事調停についてのオンライン化はどのようになっていくのでしょうか。
- 現時点では、民事調停におきましても、法制審議会の調停関係の部会で、議論しているところです。民事調停は、民事訴訟と当事者対立構造という点で進行の面では似ていると思いますので、民事訴訟と似たようなイメージとしていただければと思います。
- テレビ会議システム自体は平成25年頃の法改正で利用が可能となり、民事訴訟においては弁論準備手続において利用していこうという動きがあったかと思うのですが、民事調停で、例えばコロナ禍等の事情も相まって、テレビ会議システムを利用していこうというような動きや取組はないのでしょうか。
- 松山簡裁において民事調停でテレビ会議システムを利用した事例はないのですが、利用したいという申出があったにもかかわらず利用をしなかったということもありません。
- 調停でもテレビ会議システムや電話会議システムを使える体制にはなっているということですね。

地裁の民事訴訟でテレビ会議システムやウェブ会議等を利用しているのは、裁判所や当事者の間で情報共有しながら書面を利用して難しい主張に係る争点を整理していくというところですが、調停の場合には、口頭で簡潔な整理をするような感じですので、テレビ会議システム等をそのような主張整理の場面で利用していくのかどうか今後の検討課題というところです。

- 調停が交互に当事者から話を聴く、すなわち片方の当事者から話を聴いている間は、もう片方の当事者は控室に居てもらうという形式だとすると、Zoom

等のシステムにマッチしそうな気がするのですが、やりやすさとして、どうでしょうか。実際に運用されている方の感触からして、直接話合いの場を設けた方がいいので現状のままがいいのか、テレビ会議システム等を使う可能性というか、むしろ通常の民事訴訟よりも調停の方がテレビ会議システム等にマッチするといった感覚はありますか。

○ 調停は、別々に話を聴いて、当事者の様子を見ながら、発言が真意によるものかを見極めるために、時間をかけて平易な言葉で聴きながら進めていくものですが、当事者の方がどのように思っているのかを考えながら、今後利用について検討していきたいと思います。

■ 調停は、お互い顔を合わせないで済む形式で進めていますが、Zoom や Teams では、双方が顔を合わせながら進むということになるとすると、当事者にとってその利用に抵抗はあるのでしょうか。

□ 地裁の争点整理手続において Teams を利用する場合に、裁判所と当事者双方の三者間での通話をいったん終了させて、裁判所と当事者一方との二者間通話を行うということもありますので、調停において当事者別々に話を聴くということはできると思います。

□ 調停委員になるには、配布された資料によると、団体とか知り合いの推薦で応募しましたというようなことが記載されていましたが、具体的には、どのように応募して、どのような過程を経て調停委員になるのでしょうか。

○ 調停委員は自薦と他薦とがあるのですが、自薦の場合は、それぞれ所属したい地方裁判所又は家庭裁判所の総務課に御連絡いただきましたら、履歴書等の必要な書類の提出をお願いするということになります。

他薦の場合は、例えば現在調停委員を務めている方を通じて、又は様々な専門性を有する職業の方が加盟している団体、医師会や建築士会、アジャスター協会等の団体に推薦を依頼して、候補者を推薦していただきましたら、自薦の方と同じように履歴書等を提出していただくことになります。

その後、履歴書を出していただいた方について、裁判所の調停委員選考委員会において、そちらで書面選考、面接選考を行って最高裁に上申をするということになります。そして、最高裁が調停委員を任命するという流れになります。

- 募集期間というものはなくて、随時応募できるということでしょうか。
- 基本的に、調停委員は4月1日付けと10月1日付けで任命していますが、特に期間を決めて募集しているわけではなく、随時募集しておりますし、随時団体へ推薦依頼をさせていただいています。応募していただいた時期によって4月1日付け又は10月1日付けの任命となります。
- 今日の議題である民事調停委員の人材確保についてですが、人材確保という観点で、そもそも調停委員の人数が足りていないということでしょうか。それとも、調停委員の質といいますか専門知識等の面から足りていないのでしょうか。
- まずは人数の関係からは、先ほども御説明したように65歳以上の方が多数いますので、そこで定年等の理由で一度に辞められると、大きく人数が減ってしまうという点が心配です。また、建築士等の専門的な知識を有する調停委員の人材確保も必要となっています。
- 率直な感想としましては、専門知識を求められるということだと他薦でなければ集まらないが、人数を集めるということだと自薦で応募してもらわないとなかなか集まらないのではないかと、思いました。また、自薦で応募された方には研修制度や勉強会があるとの記載もありましたので、そういった両面から推していく必要があるのかなとも思いました。
- 例えば高齢で仕事をリタイアしている方であれば自由に時間の都合がつくかもしれないですが、現在働いている方にも調停委員になっていただくということになると、現状で、実際に調停委員になった場合に、例えばボランティア休暇とか有給休暇といった制度があるのでしょうか。

○ 詳細は分からないのですが、裁判員裁判では裁判員について、労働基準法で、公人として仕事をする場合はその時に応じて企業が休暇を取らせないといけないという規定があるのですが、調停委員は裁判員と同じ位置づけになるのでしょうか。そうすると企業としては本人から申出があった場合には、有給休暇か公休とするかは企業側の選択ですが、休暇にしないといけなかったはずです。

基本的には、どの大学や企業でも、兼業の申請をして仕事と兼業とが重なった場合に、どちらを行かせるかは、その企業とか大学によって判断する、ということではなかったかと思います。

■ 裁判員に関しては、国からは特別休暇の制度を作ってもらいたいというような持ち掛けはしましたが、強制力がないので、一部の大企業では特別休暇制度を設けていますが、多くの企業ではそういうものは無いので、有給休暇をとるという扱いになっているのかもしれませんが。

□ 調停委員のなり手が少ない理由ですが、家事調停と違って民事調停の場合は不動産鑑定士や損保会社のアジャスター等のなってもらいたい人材に限られる上に、現役の人にぜひ調停委員になってくださいと言っても、繁忙を理由に断られる場合が非常に多いからではないかと思います。中立性も求められるので、誰でもいいから、という話ではないと思います。

もし、現役世代に調停委員になってもらうということになると、仕事の負担となりますので、調停委員となった場合にどれくらいの負担があるのか、という問題もあると思います。

私が今思っている1つの案として、以前、長い間、調停委員を務めてもらって、その間に調停委員として育ててもらおうという考えから、私は、若手を調停委員候補者として推薦したことがあったのですが、その時に、調停委員には定員があるということを聴きました。ただ、調停委員の手当というのは、担当した事件数等に応じて支払われるもので、調停委員になっただけで

は、裁判所に経済的な負担はないので、できる限り定員いっぱいまで調停委員になってもらったらと思います。そうすると、調停委員1人当たりの負担は減って、現役世代であっても、やってみようかなと思ってもらえる方も出てくるのではないかと思います。

あともう1つ、ぜひ若手に調停委員になっていただいて、本業が忙しくてたくさん事件を担当できない場合でも、少しずつでも調停を担当していただき、その間に周りでその方を育てていくという考えを持っていただきたいと思います。

□ 例えば、調停委員となった場合に、1か月で多い方はどのくらい稼働されて、少ない方だとどの位稼働するというイメージでしょうか。

○ 本来、調停委員間で偏りがないようにすべきだとは思いますが。

きちんとした統計数字はありませんが、現場の感覚として回答しますと、現在は民事調停全体の事件数が少ないので、1か月間に調停のために裁判所に来られるのも、おそらく多くても2、3回というところで、1件も担当していないという調停委員もいます。

□ 配布された資料に、例えば、民事調停の新受件数の推移のグラフがありますが、全国と松山を見比べると、全国ではいわゆる消費者金融問題等の影響で特定調停が平成14、15年に急増しているのが分かるのですが、松山では、その少し前から特定調停以外の新受件数が多くなっています。マーケティング的に見ますと、特定調停以外の調停は何だったのか、と思うわけです。単純に調停の事件が増えることがいいわけではないと思うのですが、何か役に立っていたということであれば、その頃の調停の状況を分析して、こういった事案も調停で取り扱えるというようなことを何らかの方法で広報していくことが、一般の争い事を円滑に解決していくという調停の趣旨からすると、いいのではないかと思います。もしかしたら、地域的な事情もあったのかな、とも思いました。

前半の説明で、調停制度の歴史的な話もありましたが、いろいろと増えてきた紛争において、全て裁判を行うということよりも、当事者にとって負担が少なく合理的な方法として民事調停が役立ってきたというようなアピールをすること自体が、調停の利用促進になっていくのではないかと思います。

保険会社が弁護士の費用を負担するという保険商品を出してきたことが、調停の申立てが減っている要因の1つということもあるようですが、日本において、争いごとを解決していく中で、調停制度が有効に活用されてきた、いわゆる事を荒立てずに物事の解決に進んでいったということが、これからの事案にとっては、どのように役立っていくのかなと考えます。コロナの中で、例えば倒産や廃業、事業承継において、今後、経営問題になるかどうかは分かりませんが、そういったものに関する問題が増えていくことがあるのではないかと思います。

調停委員の人材確保につきましては、先ほどお話がありましたように、調停委員の母数を増やしておくということもあると思います。例えば、企業内保育所を運営するという場合に、保育士さんを集めるために、企業側の制度がこのようなものであって、何時から何時までの間に何人の保育士さんがいるというような考え方で募集するのではなくて、ニーズがある時間帯に合わせて、その時間に保育士何人来てもらおうというような集め方があります。同じように、不動産の調停事件が増えるようであれば、不動産案件の対応ができる調停委員をリクルーティングしていくようなことはあるのかなと思います。

- 全国統計で見ると、例えば平成11、12、13年あたりでだんだんと新受件数が増えているのですが、松山だけでみると平成10、11年あたりからかなりの件数になっていて、特定調停制度ができたころには新受件数がなだらかな山になっていて、増えているわけではなく、同じように新受件数が多い状態が続いています。そうすると、例えば平成10、11年あたりで、

松山ではどのような事件が多かったのかというのがもし分かれば、調停制度の広報の手掛かりになるのではないかと御趣旨だと思いますが、どうですか。

- 今言われた変化の理由等を突き止めていくという考え方はとても参考になりました。また後で調べたいと思います。
- 平成に入ってからずっと、借金を返済するための債務弁済調停が増加していて、それが平成10年過ぎから特定調停の申立てに変わっていったということはありましたが、特定調停以外の調停が多かった要因というのは、あまり考えられないと思います。
- そうしますと、松山の裁判所における調停制度は、国の特定調停制度に先立って紛争解決にたいへん機能していたということが言えるのではないかと思いますけど、マーケティング的に言いますと、なぜ紛争解決に機能していたのか、という見方ができると思います。
- さかのぼって調べられるかどうか分かりませんが、調べていただきたいと思います。

その後、現在の調停の話が出ましたが、実際には申立ての件数が少なくなってしまっているのですが、今現在どんな事件があって、どんな調停委員の方を必要としているのか、という点はどうですか。

- 現在、具体的には、建物の明渡しや賃料未払、敷金返還、交通事故の損害賠償についての調停の申立てが多いように感じています。

調停委員として求められている人材については、先ほどからもお話しがありましたように、専門知識を有する調停委員を一番確保しておきたいところです。交通事故関係の損害賠償に詳しいアジャスターや建築関係の資格を持っている調停委員も確保しておきたいと考えています。

現時点では、少しずつ確保できているのですが、調停委員の高齢化の問題もありまして、次世代の調停委員の確保もしておきたいという状況です。

■ 例えば、アジャスターの調停委員がほしいという場合には、調停委員として確保するために、どのような努力をしているのですか。

○ アジャスター協会に働きかけています。直近の働きかけで推薦していただいたのですが、実際にはなかなか難しい状況です。現職のアジャスターは忙しくて調停委員を続けることが難しいというのがあり、退職されたアジャスターに当たってみると、紛争に関わるのはこりごりであるという方が非常に多くて、実際に引き受けていただける方がいないという状況です。

■ それから、建築士も需要が多いという話があったのですが、建築士を調停委員として確保するために、どのような努力をしているのでしょうか。

○ 建築士の方も少ないのですが、現在調停委員を務めている建築士の方に、推薦をしていただいているという状況です。

■ 先ほどもお話しが出ていたところで、調停委員の母数を増やしておいたらいいのではないかという御発言がありましたが、現状として調停委員の任命を裁判所で絞っているのでしょうか、それとも、今いる候補者を探すのが手一杯な状況なのでしょうか。

○ 実情としましては、現在の調停委員が任期を終了して退任される際に、その後任の調停委員候補者を確保していく形で運用しています。

○ 定員の関係で実際に調停委員の任命を絞ったということはありません。民事事件の事件数が少ない状況で、経験値をどのようにして上げるかという問題はありますが、もう少し人数を増やすことを検討していきたいと思います。

■ 裁判所としても、できれば若い方にも調停委員になっていただきたいところではあります。調停の利用促進についてはどうですか。

□ そもそも論として、調停の利用促進をしなければいけないことなんでしょうか。現状の調停件数が下がってきていることが、良いことなのか悪いことなのか、利用促進をしていかなければならないことなら頑張ることなんですけど、争う人が少なくなってきた平和な世界が実現しているということであ

ればその必要はないということになるのですが、こういった観点から利用促進というのを考えられているのでしょうか。

○ 紛争が少ないので調停の件数が少ないというのであればいいのですが、はたして民事調停というものが一般市民の方に浸透されているのか、民事調停として解決出来るのに認識の少なさから利用されていないのではないかと、ということが心配なのです。

□ 地裁の方にお伺いしたいのですが、私は事件の深刻度に応じて最初は調停とか和解でよかったのが、訴訟にしなければならないということになっていくと思うのですが、地裁の訴訟を見て、もう少し前に、調停をしていけば傷も浅いうちに解決できたのに、というような事件がたくさんあると調停の利用促進をしようという根拠の1つになるのではないかと思います。いかがでしょうか。

○ 簡易裁判所でやっているいわゆる市民紛争については、専門性があり裁判所の非常勤公務員である調停委員が主体的に紛争解決に関わっています。例えば調停委員である建築士が自らの専門知識を使うといった場面では、調停委員は大きなマンパワーであり、そういう意味では地裁には、別に専門知識を有する専門委員という非常勤公務員もいます。このような方たちがいて、裁判所は専門性のある紛争に対しても対応できる体制があるということがもっと浸透すれば、裁判所に事件の解決を持っていこうかな、あるいは、調停で早期に解決する見込みがあり、訴訟よりも全体的に早い解決に繋がるということであれば調停をしようかなというニーズがあるのであれば、それに応えられるだけの体制を裁判所として準備し続けていかなければいけないということになると思います。

□ 素人感覚でいいますと、調停はまどろっこしいみたいな感覚が正直あります。これは、ある人から聞いた内容で正しいかどうかは分かりませんが、民事ではなく家事の離婚調停で、調停の手続を踏まないと裁判ができないと

いう話を聞いたことがあって、結局何かドロドロになったあげく裁判で白黒つける、という話があるので、調停は何のためにあるのか、という感覚がありました。先ほど6か月くらいで3、4割が調停が成立して解決したというデータの説明があったと思うのですが、あれを見るまでは、調停はまどろっこしいだけで何の意味があるのかと、思っていました。

それから、あまり具体的には言えませんが、以前、マンションの管理組合でトラブルがあり、私が裁判を申し立てることになった時に私自身調停制度というものを全く知りませんでした。この時、マンションの関係の専門知識を有する調停委員がいて、双方の言い分を聴いた上で、両方の言うことも分かるけれども、折衷案としてこのような案はどうですか、と示すのもいいと思います。しかも守られなかったら強制執行できるというそんなにいい調停制度があるのに知りませんでした。

紛争がないのに越したことはないですけど、一般の方からすると、調停とは何なのか分かっていない気がします。現在の世相として白黒付けた方がいいという方が圧倒的に増えている気はしますが、円満にお互い納得してシコリを残さずに解決できる制度を周知する必要があるのかな、という気がします。

- 先ほど最後の方でおっしゃった点について、裁判所の方で調停が利用されなくなる原因の一つとして権利意識の高揚として白黒付けたいという方が増えているところは裁判所も自覚のあるところでは。

離婚の場合に調停を先にすることについて説明していただいていいですか。

- 家事事件の場合は、やはり身内どうしの争いごとになるので、話合いで解決を目指すことに意義があるとして、まずは調停手続を行うという調停前置主義があります。それでも調停ではうまくいかなくて、訴訟や審判という形で裁判所が判断しなければならないという場合もあります。民事事件については、家事事件と違って、必ずしも先に調停をしなければならないというこ

とになっていません。

■ 時間の関係もありますので、最後に、今年、成人年齢が引き下げられまして、18歳や19歳の方も自分で調停の申立てができるようになったのですが、18歳や19歳の方に調停制度を知っていただくためのツールとして、今の若い方はこんなところから情報を取っているとか、このあたりを拡充したほうが良いなどはありますか。

□ 難しい問題だと思います。例えばSNSとかがいいとは思いますが、ただ成人年齢が18歳に下がったからといって、権利があるから申立てをするかということ、申立てをしないのが現実で、クレジットカードやその他いろいろな問題があると思うので、そういう点で啓発していけることがあればよいかと思います。アプローチの仕方では何か良い案があるとか、ここ最近のホットな情報というのは、持っていない感じです。

□ 学生がアパートを借りて、敷金が返ってこない等の相談を受けることがあるので、調停という制度もあるということを授業で話した経験もあります。ただ、実際には学生自身が調停を申し立てることはハードルが高すぎるので、不動産業者や県の消費生活センター等を使うというのが多い気がします。また、泣き寝入りになってしまうことがあると思います。

やはり、いきなり学生が調停を申し立てるということは難しいので、これは18、19歳には限らないですが、県の消費生活センター等に、問題解決の選択肢の1つとして調停を挙げるといふ広報活動をして、ほとんどの人が調停のことをよく知らないと思いますので、もう少しみなさんに知ってもらえるような地道な広報活動が必要なのかなと思います。

□ 消費者行政の面では、高校生については、学校で先生が教えてくれていると思いますし、県の方でも消費生活センターでリーフレットを作成して学校経由で先生から説明してもらっています。大学生については、なかなか直接的に情報を取る手段がないので、例えばデジタルマーケティングを使って対

象者を絞って伝えることを考えています。ただし、今の段階では、消費生活センターに相談してくださいというところまでで、調停制度への言及までは踏み込んでいません。

- 申し訳ありませんが、時間になりましたので、本日の委員会は、ここまでとさせていただきます。

本日いただきました御意見を踏まえて、調停制度の利用促進や調停委員の人材確保について、裁判所でさらに取り組んでいきたいと思えます。

(7) 次回テーマ及び期日

裁判所における採用広報について

11月11日（金）午後2時30分